

力を合せれば 変えられます!



① 花畑図書館長不当解雇争議 (公共一般)

指定管理者制度で運営されていた、足立区立花畑図書館の館長が09年3月に、「残業をやり過ぎるため、コストがかかる」として、不当解雇に遭った。館長は公共一般に加入。職場復帰を求め、運営業者である(株)グランディオサービスを相手に09年8月に提訴。今年5月勝利和解した。この争議の背景には、安易にアウトソーシングを進める自治体の責任と、営利の出にくい図書館運営で、人件費を切り詰め利益を上げようとする委託先職場の劣悪な職場環境の問題が横たわっている。

② 三菱ふそう派遣切り事件 (首都圏青年ユニオン)

労働者派遣法改正問題が臨時国会での審議を控えています。現在首都圏青年ユニオンでは、三菱ふそう川崎工場に派遣されていた2名の男性が、08年末に派遣切りされた事件を東京地裁で争っています。川崎工場内でトラック製造業務に就いていた2名は、派遣・請負会社など契約状況を変えながら3年以上働いていました。「派遣は臨時的・一時的な業務」とされていますが、2名の働き方は臨時的なものではなく、根幹業務に従事していました。

労働者派遣法を守らず、「不況だから仕方ない」と雇用不安を起こすような状態では安心して働くことは出来ません。全国で起こっている非正規切り裁判と連帯しながら、三菱ふそう派遣切り裁判の勝利につなげていきます。

③ 新国立劇場合唱団員契約打ち切り争議 (音楽家ユニオン)

音楽関係者が長年建設を待ち望んできたオペラハウスは、1997年東京・初台に新国立劇場として誕生しました。開場と同時に合唱団員として活躍してきた、日本音楽家ユニオン会員の八重樫節子さんは、2003年、同劇場運営財団より一方的に契約が打ち切られ、「音楽家だって労働者」をスローガンに、オペラ合唱団員を労働者として認めよと闘っています。ご支援をよろしくお願い致します。

④ だれでもどこでも1000円以上に! (生協労連)

最低賃金制度“どこでもだれでも1000円以上”実現に向けた取り組み“銀座パレード”などに、全国の生協で働くなかまとともに元気に・楽しく参加しています。またパートタイム労働法改正の取り組みとして、パート職員から正規職員へ、公募による登用制度が導入されています。正規職員になりたい意欲ある人はチャレンジできるようにしました。

⑤ C&S・日本ファンド争議 (C&S関連労組支援対策会議<出版労連・C&S日本支社労働組合・出版情報関連ユニオン>)

外資系消費者金融業の日本ファンド(株)で、H元部長のパワハラが横行。3名の契約社員が、関連会社の「C&S労組」と出版労連の個人加盟組合「出版ユニオン」に加入し、団体交渉を申し入れる。しかし、会社は、加害者からの事情聴取だけで「本人がやっていないと言うから」とパワハラを否定。やむなく3名は、2009年4月に裁判所に提訴。2010年7月27日、東京地裁はH元部長のパワハラと会社の使用者責任を認め、約145万円の損害賠償の支払を命じた。

⑥ 拡大キャンペーンを実施 (建交労神田支部)

神田支部は、1,500名組織建設を方針にこの一年間運動を展開し、企業とのユニオンショップ協定の対象ではない、パートや臨時社員として働く従業員を対象に組織拡大をすすめてきました。具体的には、2ヶ月に一度、組織拡大推進委員会を開催し、対象者の名簿、配布用の資料、職場オルグの設定などを行い、①09年末一時金闘争、②10春闘期間中に拡大キャンペーンを実施。委員会の責任者と職場担当者がペアを組み労働組合の必要性を訴える説明会を開催し、①では10名、②では26名の方が労働組合へ加入。実際に職場へ入っての対話の大切さを再認識しました。

⑦ -10人事院勧告- 日々雇用は廃止に (国公一般)

今年の人事院勧告は、月例給0.19%、一時金0.2ヶ月分削減、50歳代後半職員に対する俸給1.5%減額など公務員労働者にとっては極めて厳しいものでした。こんな中で、これまでの極めて非人間的雇用形態である日々雇用制度は廃止となり、「期間業務職員」という名称に変更され、任期は会計年度の範囲で、再雇用は可能、雇用期間や契約回数による「雇止め」は盛り込まれませんでした。この間東京国公と東京地評は粘り強く人事院に働きかけてきましたが、日々雇用の廃止は大きな運動の成果と言えます。

⑧ 全国・全産業一律最賃制の法制化を! (全労連・全国一般)

全国・全産業一律最賃制の法制化が必要です。なぜなら、生活保護を受けている人も・パート労働者人も、派遣労働者も、漁民・農民も、公務員も、中小零細業者の経営者も、全労働者が全国・全産業一律最賃制を基本に置くことによって対象となるからです。従って国民的要求であり、国民共同の要になると思います。

正規を非正規に置き換え大儲けする動きをやめさせ、正規労働者と非正規労働者の格差をなくす運動が求められています。そのためには、非正規労働者を全労連に組織し闘っていくことが必要だと思います。

⑨ 春闘で契約社員の待遇改善要求 (日本光電労組・新宿区労連)

労組は今春闘において半年で契約更新を繰り返す契約社員の待遇改善の要求をしています。この契約社員は東京・埼玉の事業所では住宅手当と家族手当が支給されていますが、群馬の事業所では支給されていません。そこで当該組合員・執行委員の指名ストと本社・主要事業所組合員による時限ストの他、工場所在地の市長・市議に対する要請、地元新聞への意見広告掲載等を実行し、群馬でも手当を支給するよう要求を続けています。

⑩ 正社員が当たり前の社会を (郵産労)

日本郵政グループは、日本最大のワーキングプアの製造会社と言えます。45万人を抱える郵政職場の半数は非正規社員で、年収200万円以下が64%にのぼります。郵産労は「正規雇用が当たり前の職場・社会と均等待遇を実現しよう」と運動を進める中で、「希望者は全員正社員にすべき」との国会答弁を引き出し、正社員化の道を切り開いてきています。

ひとりで悩まないで まず、相談しよう

- ・労働相談
- ・秘密厳守
- ・無料

東京労働相談
センター
TEL0120-378-060

◀相談受付▶

月～金の午前10時から午後5時
過労死・過労自殺・労災の相談は火曜日
(祝・祭日を除く来所・夜間は事前予約してください)